

諏訪市告示第 101 号

諏訪市地籍調査作業規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項及び第 6 条の 4 第 2 項の規定により、市が実施する地籍調査の作業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 地籍調査作業の実施に当たっては、法第 3 条第 2 項の規定により定められた次の作業規程の準則等を準用する。

- (1) 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）
- (2) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。